

満員電車のモデル

— 明清期の社会理解と秩序形成 —

寺田 浩明



変容するアジアの法と哲学

1999年2月28日 初版第1刷発行

編者 今井弘道
森際康友
井上達夫
発行者 江草忠敬

発行所 東京都千代田区神田神保町2-17
株式会社 有斐閣
電話 (03) 3264-1314 (編集)
3265-6811 (営業)
郵便番号 101-0051

印刷 大日本法令印刷株式会社
製本 株式会社アトラス製本

© 1999, 今井弘道・森際康友・井上達夫. Printed in Japan
落丁・乱丁本はお取替いたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 4-641-02741-2

日本複写権センター委託出版物・特別扱い 本書の無断複写は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。本書は、日本複写権センターへの特別委託出版物ですので、包括許諾の対象となっておりません。本書を複写される場合は、日本複写権センター(03-3401-2382)を通して、その都度、有斐閣の許諾を得てください。

第1節 上下関係と相互扶助

溝口教授は、「礼教と革命中国」で、近代以降、旧中国における身分的な上下関係と集团的抑圧体制の象徴として否定的に扱われてきた礼教というものが、実際にその言葉が使われた始めた時代(明代清代)において持っていた意味と機能を論じ、特に当時の流動的な社会状況の中でそれが持った相互扶助的・相互連帯的な側面に注意を喚起する¹⁾。

そしてその礼教認識を基礎に、溝口教授は、一方で、そうした礼教=伝統的な民衆の日常生活規範の持つ共同的・相互扶助的な側面を見落とした日中の近代主義的な知識人の認識の歪みを指摘し、また他方で、革命中国を、良きにつけ悪しきにつけ、そうした近500年来の互助共同の精神の発展史の中に位置付け直すことを提言する。

前近代社会に存在していたものを、単なる抑圧機構とのみ見ては歴史社会の認識はおぼつかない。西洋近代的な価値観を基準に、何かの「欠如」のみを論ずる仕方も、歴史の内在的理解の敵である。プラス・マイナスを含めて、そこにあった全体を構造的に理解することの重要性は明らかである。その意味においても溝口教授が、「尊卑長幼の序」といった側面からのみ論じられがちな中国伝統倫理が同時に持っていた相互扶助的な側面に目を配ることの重要性を論じ、また礼教を、哲学的教説や王朝の統治理念としてではなく、民間の日常生活規範として位置付け理解しようと提言する点については、深く賛同する。

ただ反面、過去から未来に及ぶ話となれば、次のような疑問も避けえない。

本報告の言うとおりに礼教が相互扶助的側面を持っていたとするならば、おそらく直ちに次のことが問題になる。即ち、その相互扶助的な側面は、礼教が持つというもう一つの要素、即ち上下秩序の側面とどのような関係に立っていたのか。両側面が終始揃って現れるという現象が第一に示唆するのは、結局は両要素は不可分的に一体なのではないか、一方のみを継承することは不可能なのではないか、という可能性であろう。しかし本報告は、その点についてかなり楽観的な立場に立つように見える。

例えば、民間生活規範においては「孝悌」は、下の上に対する絶対的恭順といった上下関係強調の文脈ではなく、むしろ尊長が卑幼を凌辱することの抑制、特に兄弟間の親和と平等互愛の文脈で論じられるといった点を強調する時、その背景にあるのは当然ながら、上下関係と相互扶助とは別の二事であり、従来の理解はその後者の側面に目をつぶっているという理解である。また律例・家訓等の明文規範と礼教の実際状態を対比する中で示される、上下秩序は「公開規範」であり相互友愛と相互扶助こそがその実質的な内容であるという立論も、相互扶助という目的の為に上下秩序という手段が使われたといった説明に帰着する。そしてそこに更に王朝政治意識・王朝専制基礎と民間生活規範・民間生活秩序とを対比する立論を重ねれば、およそ上下秩序的な契機は王朝支配体制にのみ属するものであり、民衆の生活規範・「礼教の実際状態」は、相互友愛・相互扶助に埋め尽くされるかに見える。

そしてこの二側面を切り離しうるものであるかを見る理解は、本報告における溝口教授の近代「礼教」論批判にも一定の影を落としている。即ち、近代において現れた「礼教」を「階級制度」とする理解の批判においては、溝口教授は、端的に明清期の民間生活レベルにおける実態・「礼教の実際状態」を対置して、非常に明快に実証的批判を行う。しかし中国近代・日本近現代の「礼教」理解には、まさにその相互扶助的な実質を見た上で、それ自体を「相互依存」「依頼性」（それが上下秩序の基礎でもある）の問題として論ずる一連の視角も存在する。ところが溝口教授は、これら視角に対しては一転して、それらは個人主義を無条件に良きものとする西洋中心的な進歩史観、あるいは個人本位で共同体的な連帯感を等閑視する日本近代の知識人の宿弊のもたらしたものだとして批判する。前者では歴史認識を批判するに際して歴史実態がそれに対置さ

れるのに対して、後者では専らそれら認識主体の持つ枠組み、あるいはその評価軸・価値観の側が問題とされている（ここで対置されているのは、歴史事実と言うよりはむしろ溝口教授の価値観である）。

勿論それら批判の背後に窺われる一種の危機意識、即ち近代主義的な「礼教」理解が、結局はそれを自己とは無縁のものとして捨て去る・脱ぎ去る為の議論である、しかしそれは思想の理解でも歴史の理解でもない、そうした仕方では中国の、そしてアジアの近代を500年レンジで認識することは出来ないという点については、共感を惜しまない。しかしさて、だからと言ってそこから直ちに、抑圧は王朝支配体制の問題であり、民衆の礼教に抑圧を見るのは近代主義的な偏見の産物であり、むしろ民衆の礼教の相互連帯的側面の継承と発展の中にアジアの未来があるという話になるのかどうか。

旧中国における相互扶助的伝統を、「21世紀の文明観」の中に生かそうとするならば、まずは明清期の民衆生活秩序において、「相互扶助」的であるということと、そこに「上下秩序」があるということとは如何なる関係に立っていたのか、というところまで遡って検討を加える必要がありそうに見える。

ただ筆者は、こうした二つの契機の間の内面的連関については、嘗て別の場所において、溝口教授が本報告でも論じている「郷約」をはじめとする郷村集団と郷村規約の定立過程を対象に、同時期社会における垂直的・統制的要素と水平的・共同的要素の相互浸透の関係という視角から概括的・概念的な検討を行ったことがある²⁾。

そこで今回はそれとの重複を避け、むしろ今回のご報告で溝口教授が提示された魅力的な史料・「強きに倚って弱きを欺（あな）どるなかれ」（自らの強い立場を恃みとして弱者を侮り虐げてはいけない）といった系統の史料用語を手掛かりにして、そうした社会倫理が頻りに強調される背景にある構造的な要因について論ずることにしよう。

1) 筆者は「第1回東アジア法哲学シンポジウム」において、溝口雄三教授の報告に対するコメンテーターの役を命じられた。本稿は、事前送付を受けた溝口教授の報告原稿に基づいて作成し会議に提出したコメント原稿である。本書出版に際して改稿の機会を与えられたが、溝口教授の報告に触発されまた励まされてここまで考えを進めることが

出来たという本稿の出自はやはり変えがたい。本書収録に当たっても、体裁上の幾つかの修正を加えるほかは、元の原稿に手を加えることはなかった。

- 2) 寺田浩明「明清法秩序における『約』の性格」溝口雄三編『社会と国家』（シリーズ・アジアから考える第四巻）（東大出版会、1994年）。

第2節 「欺圧」と民事訴訟

宗族の家訓や家産分割文書は、通念に反して、卑幼・弱者の尊長・強者に対する絶対的な恭順を強制するよりも、むしろ逆に親族相互の相互扶助と「同心協力」を繰り返し説いていた、という主張の根拠として溝口教授が着目された史料、即ち、尊長・強者が「強きを恃み弱きを欺どる」「長を以って幼を凌(しの)ぐ」「尊を以って卑を凌ぐ」「衆を恃んで寡を暴す(手荒く扱う)」ことを禁ずるとする史料は、溝口教授の主張とは別の意味で、筆者の興味を強く引いた。と言うのも、そこで示される「強きを恃み弱きを欺どる」といった一連の表現は、実は清代の民事訴訟の際に当事者が出す訴状に最も頻出する修辭そのものでもあるからである。

既に広く指摘されているとおり、明清期の社会は前近代としては非常な契約社会であった。そこでは政治的地位の非世襲性と、家産分割による構造的な家産の細分化傾向の結果として、上昇する家と没落する家との間で土地財産は非常に頻りに売買された。また家々の間には固定的な枠組みが成り立ちにくい分だけ、金融・生産・生活をめぐる社会的互助関係は、相互的な契約を通じて繰り返し作り出されなければならなかった。当然、それら社会的交渉をめぐって紛争があることは避けがたく、そしてその一部は官憲の下にもたらされた。例えば清代においては、人口約20万人に1人の割合で置かれた地方行政長官が、同時に裁判を担当したが、月に6日ある訴状受理日毎に、彼の下には百通余りの訴状が寄せられたと言う。

しかし旧中国には民事実定法は存在しない。また官憲裁判も必ずしも法に基づいて権利の存否を判定するという仕組みを取ってはいない。そこで現在、清代法制史学の分野では、ではそうした訴状を受けて地方法廷で行われていたことは何なのか、例えばそれは裁判なのか調停なのか、そこで用いられた判断基準は何なのか、またそうした自由裁量的な裁きが当事者に対して「従うべき規

範」としての位置を占めえた根拠は何か、更にはそもそもこうした当事者＝裁判官関係がそこで成り立つ社会的基盤は何か、といった諸問題が、日米の学者の間で激しく議論されている。その研究の一つのアプローチとして、法に基づいて権利を判定する仕方を取らない法廷に、では当事者はいったい何を訴えていたのか、という問題関心が成り立つ。そして実際、そう思って訴状を読んで行くと、そこは一つの典型的な語り口・「お話」の作り方が存在することに気が付く。そしてその中核に、まさに上記の一連の表現が位置を占める。

訴状において当事者が好んで立てるストーリーを一般化して表現するならば、それは次のようになる。即ち「相手は自己の富強や暴力を恃みとして、この弱者たる私を『魚肉噛み易し』と侮って、道理を踏みにじって私の領分に押し入ってきています。このようなことが容認されているようでは、無法無天です。公平至極な県知事様、どうぞこうした輩を懲らしめて、天あることを知らしめて下さい」。そしてそうした訴え(告発と請願)を受けて地方長官が行うことも、そこにある事態を総合的に観察し、威力を恃んで相手を侮り圧迫する(原語では「欺圧」と総称される。「欺」とは「騙す」ではなく「侮る」という意味)輩が居ればそれを懲らしめ、またその欺圧によって不当に押しつぶされた(こちらは「冤抑」と総称される。「冤」とは狭く冤罪の意味ではなく「故無く不当に」という含意)部分があればそれを回復すること、つまり「冤を伸ばす」こととして理解されている。

勿論、言葉は「欺圧と冤抑」と言っても、提訴される問題の大部分は契約絡みの民事紛争である以上、訴えの内実は、そこでも結局は自己の正当な利益、いわゆる「権利」の実現にある。しかしここでは何故か、自己のそうした本体的な「権利」が正面から言い立てられることは少ない。その代わりに当事者は相手が「欺圧」していると訴え、そして裁判官側も、我々の如き「権利保護による法秩序の実現」ではなく、むしろその欺圧行為の懲戒と「伸冤」を主題として裁きを進めて行く。

明清期史料に見える「強きを恃んで弱きを侮るな」という言辭は、兄弟間・宗族内のみならず、民間民事秩序の組立て方の全体に関連する問題を孕んでいる。

第3節 主観的利益主張とその均衡——満員電車のモデル

さてそれでは、何故ここでは「欺圧・冤抑」という形で民事紛争が整理・理解され、また処理されがちなのだろうか。あるいは逆に言えば、社会関係の大きな部分が既に契約関係によって担われているこの社会において、どうして却って紛争が権利主張と権利実現の形で整理されないのだろうか。「強きを持って弱きを侮るな」という教訓がキーワードとなるような社会とはどのような社会なのか、という問いが問われなくてはならない。

勿論この問題は、訴え以前に民間にある日常的な正当的利益主張の根拠付けのあり方、いわゆる「権利」秩序に大きく関係する。そして実際、そこでは「権利」は次のような形で存在した³⁾。

まず民間においても確かに「権利主張」に類する現象は存在した。一定程度の権利秩序があってはじめて売買契約もなされる。しかし他面、それは人々が様々な事実に論拠を持ち出して行う主観的な利益主張の世界と画然と切り離された独自の制度的世界を形作ってはならず、権利秩序はむしろそうした主観的利益主張同士の「押し合いへし合い」の事実的均衡状態・相互容認状態の中の比較的安定的な一局面として存在するに過ぎなかった。明白な暴力的不法占拠や債務踏み倒しといった単純ケースであれば、白黒は誰にも自明であったが、例えば些少の土地改良を行ったと自称する小作人が離農するに際して地主は彼に土地改良費を補償すべきなのか否か、といった双方にそれぞれに言い分のありそうなケースとなれば綺麗な解決策は無く、結局は多分に事実的なゆとりと現実的な力関係、つまりは好意的譲歩と泣き寝入りの中で問題は個別に処理されて行った。そして国家の側も、そうした民間「権利」秩序に対して必ずしも積極的なコミットメントをしなかった。完備した登記制度を創設運用することもしないし、また紛争解決に際しても官憲は、むしろ事実的論拠まで含めた全ての当事者主張を聞き届けた上で、個別主義的・実質合理的な解決を提示し、全体的福利と紛争の鎮静を目指す局外の公平な第三者として振る舞おうとした。その裁きの中で、勿論結果として「権利」が実現されることもあったが、だからと言って必ずしも「権利の実現」がその目的や正当性根拠として標榜されていた訳でもない。

中核あるいは大筋を論ずるならば、そこにあるのは権利秩序に似たものであるが、周縁部分を見て行くと、それは硬い権利秩序と言うべくは不確定な部分を余りに多く含んでいる。

そしてこうした「不確定な権利」を基礎とする秩序のあり方は、確かに我々の馴染んでいる法秩序からは遠いものであるが、他面、一定程度の抽象化を夾めば、我々の日常生活の中においても時に見るものであり、また逆に、我々の社会の中にもある同様の状況を想起することは、この問題の内面的な理解の助けとなる。即ちここにある状況とその問題点は、実は「満員電車の中」で我々が直面する問題と非常に似ている。

例えば、満員電車の中で隣の人から押された時にどのように振る舞うのが正しいのか、あるいはそもそも満員電車の中で自分が占めて然るべき空間の広さはいったいどれくらいなのだろうか、という問題を考えてみて欲しい。その答えは難しい。最低限、誰もが何程かの面積を持つことは疑いない。ただ反面、全員平等というのが常に正解とも限らない。乗客の中には健康な人も病弱な人もいる。太った人もいれば痩せた人もいる。更にはただの太った婦人なのだろうと思っても、案外彼女は妊婦なのかもしれない。そうした多様な人々が一つの車両の中に押し込まれている。

当然そうした状況下では、まずは控えめにせよ、隣の人から押されたら（何か事情があるのだから）取り敢えずは譲れ、そうしてお互いに互譲せよ、というのが社会的倫理になる。しかし反面、押されたら押し返しておかないと自分の当然占めて然るべき空間も無くなってしまいますので、個人的に言えば、押されたら取り敢えず押し返せというのが行動原理になる。逆に言えば、そうした黙々とした押し合いと譲り合いを通じて、全員の満足（あるいは我慢）の均衡点が求められてゆく。そして実際、多くの場合、駅を出てしばらく経つと人々の間の位置関係は安定し、それぞれが然るべくところを得て新聞などを読み出す。全員が同じ広さの空間を占めていなくても、取り敢えず誰もが文句を言わなければ、それはそれで一つの秩序である。ただ勿論その安定は長続きしない。次の駅に着いてまた何人か乗り込んで来れば再度の押し合いへし合いは不可避であるし、またそのことに文句を言っても始まらない。満員電車の中というのはそういうものである。

しかしそうした中で例えば、誰かが、もう自分はとても我慢が出来ないと叫び出したらどうなるのだろうか。あるいは皆が譲っているのに一人強硬に譲らない人が出てきたら事態はどのように展開するのだろうか。本当に相手が自己の威力を笠に着て不当横暴に振る舞っているのかもしれないが、案外、我慢がならないと言い立てる人の我慢が足りないだけなのかもしれない。また妙に強硬に自己の周囲の人々を押しよけるご婦人は、意外にもそうしてお腹の中にある小さな胎児を必死に守っているのかもしれない。それなら最初からそう訳を言ってくれば良いのにという展開もあるだろうが、反面、ご当人が最初から私は妊婦なのだから席を譲れと主張したりすれば、特殊事情を抱えるのはあなただけではないと反発する人も出てこよう。互譲と押し合いを通じて全員の我慢の均衡点が達成されれば何の世話も要らないこの秩序は、その反面として、一旦誰かが何かを言い立て始めれば誰もがそれぞれに何かの事情と理屈を持つ世界でもある。さて解決はどのようにしてもたらされることになるのだろうか。

勿論そこでも、それぞれの当事者には、守るべき自己利益と、とにかく今まで自分はそれだけの空間を占めてきたということから始まり、(そうは見えないかもしれないが)私は妊婦である、私は老人である(お前は若造である)という主張にまで至る各種の「言い分」はある。また何が説得力を持つかにも自ずからなる社会的了解はあるだろう。しかしどのような理屈であれ、そこが最後には譲り合うべき満員電車の中である以上は、それを絶対的な論拠の如くして言い立てることは、そのこと自体が今度は「尊を恃んで卑を侮る」類の現象になってしまうことも確かである。大事なものは程度・節度であるが、しかしその程度の判断がまた難しい。自己主張は危険である。結局安心して主張しうる争点は、むしろ相手方の限度を知らない・互譲を忘れた自己主張のあり方を非難することになりやすい。

ただ当事者間においてすら既に主張すべき明確な基準線が無いという事情は、訴えを裁く側にもおいても特有の困難を生み出す。勿論、暴力的な態度を咎めるのは易しい。しかしどこが境界線となるべきなのかを論ずるのは難しい。確かに論理的に言うならば、満員電車の中でも完全情報に基づく各人専有面積間の「最適バランス」の存在を想定することは可能である。また怒り狂う当事者よりも冷静公平な第三者の判断の方が、その最適バランスに近いことも通常は

予想されよう。しかしどのような判断も、一旦争われればそれが最適バランスそのものだということは、誰にとっても殆ど論証不能のことに属する。当事者としてなしうるものが取り敢えずの現状を基礎に相手の押しすぎを論ずるほか無いのと同様に、また裁く側がなしうることも(暴行行為の懲戒は別として)境界線の確定については、当事者よりも少しは広い視野の下、公平に両者の事情・言い分を聞いた上で、第三者の立場から取り敢えずの線を示すこと、それを基礎に当事者に再度の互助と互譲を促すことに止まる。

それゆえ公然たる争いがあり、また公平なる裁きが出た状態を見ても、そこに存在する状態は、あの紛争前の事実的均衡状態、即ち自己の正確な占有面積は分からないが、取り敢えずは互譲と押し合いの中、誰もがそれを争わない状態を大きくは出ない。しかし考えてみればここは最初から確定的な専有面積が存在しない世界である。秩序と紛争の境目は、権利の網羅的実現状態とその侵害状態との間にある訳ではなく、現実に表立って争うか否かの間にある。黙々たる互助と押し合いの線まで押し戻すことが、裁きの何よりも第一の仕事であり、また他面そうした彌縫的で妥協的な解決以上のことが誰かが出来る訳でもない。そして当事者としても絶対的論拠を持つ訳ではない以上、また言い立てすぎることの危険を考えれば、どこかで鉾を収めるより他の方法は無い。

そして明清の法廷で行われていた裁きも、結局は上述の冷静公平な第三者の裁きを出るものではなかった。民事秩序の側面に関して言う限り、国家はそこで何らかの原理に基づく秩序を積極的に実現しようとしていた訳ではない。またその下す判決は、公平さと実質的妥当性を標榜するが、その結論は必ずしも論証的ではなく、また必ずしも絶対的・確定的な紛争解決をもたらしもしなかった(清代の裁きは既判力を持たない)。しかしにもかかわらず、人々は繰り返し国家の法廷に紛争を持ち込み、そして多くの紛争はそれで鎮められもした。そうした果てしの無い(しかもそれを幾ら積み重ねても民事実定法体系を作り出す訳も無い)個別主義的な作業の継続が、清代民事司法の内実を成す。

つまり明清民事秩序の論理世界は、社会の側から見ても国家の側から見ても、丸ごと「満員電車モデル」の中にも含み込まれているとも言える。そしてここで『六論』『教民榜文』『聖諭広訓』といった民衆教化の国家的文献や郷約等の民

衆的な礼教文献を振り返れば、そこでも社会が、膨らみ合う大小の風船同士が押し合いへし合いをしているような、奇妙な程に水平的で無構造的な「押しくら饅頭」状態・「満員電車」状態として描かれていたことにも思い至る。そしてなるほど、人たるものは「強きを恃んで弱きを侮る」如き振る舞いをしてはいけない、互助と互譲につとめるべきであるという教説は、まさにそうした「押しくら饅頭」的・「満員電車」的社会理解にこそ相応しい。

3) 詳細については、寺田浩明「権利と冤抑——清代聴訟世界の全体像」法学61巻5号(1997年)を参照されたい。

第4節 秩序形成モデルと権力の位置取り

ただ勿論、こうした満員電車型社会像は、当時の無加工の現実そのものではない。何よりも歴史学の知識に基づけば、明清期の社会それ自体が既に地主と小作、奴婢・雇傭人と主人、そして親族組織や地縁的組織などの各種の契機が錯綜する立体的な構造を持っている。決してべったりと水平的な社会ではない。むしろ礼教文献が描く満員電車型社会像は、敢えてそうした現実的な区分を無視して、人々の間にある社会関係を一つの視点から整理し抽象化したものにほかならない。しかしそうした抽象化は確かに、経済的・身分的關係の錯綜する中、それぞれの個別利害・個別背景を持って競い合い、助け合いもする多数の小さな家々(それが結局は一つ一つの「風船」である)同士の間に、弱肉強食とは違った「一般的な秩序」を作り上げる一つの道筋を提供する。社会が元から満員電車なのではなく、秩序を求める人々が、それを満員電車と「見たてた」のである。

そして実際、何よりも礼教自体が、丁度宗族がそうであるように、宋代以降進行し明代半ば位から急速に展開する「社会」としか言えないような広域的な秩序空間の成立、多数の主体が不安定な大規模社会の中に放り出される状況の前にして、その中に秩序を見出し、また作り出す為に起こされた国民的運動であった。それは、彼ら同時代人が、こうした流動的な社会状況をどういう枠組みで理解しまた制御しようとしていたか(裏側から言えば、そうした新たな状況の中で政治権力は自己の位置付けをどこに求めたか)という問題の一部分を成している。

そして、世の中は満員電車の如きものであるというこの教えは、当然ながら当事者達に互助と互譲の必要を思い起こさせると同時に、特定の種類の権力構造を作り出した。即ち、上に見たとおり、満員電車型社会理解は、同時に個別主体の利益主張に確定的な論拠を与えない、むしろそれを「私欲」として制約することを通じて、全体秩序を作る論理世界でもあった。そしてそうした構成は必然的に、そうした私的当事者同士の小競り合いの世界から超越し、むしろ全体状況を見通しその中で当事者達の共存を目指す公的な主体の存在を希求し、またそうした主体に権威を与える。つまりこの議論は、権力の側から見れば、多数の個別主体の個別的利益主張の横溢という状況を前にして、その主張根拠の論理的な整理と、そうした整理された論拠の強行的実現を通して、その執行を行う権力の基礎付けを行う仕方とは丁度反対に、むしろ公と私・全体と個というレトリックによって個別主体から自己主張の絶対的根拠を奪うことを通じて、公的権力をその全体利益を代表するものとして緩やかに位置付け・基礎付ける仕方でもあった⁴⁾。

勿論「最適バランス」は論証不能ゆえ、個別の裁きが持ちうる説得力は限られている。人々はより公平な主体や公平な裁きを求めて、議論を蒸し返したまた上訴を行った。また科挙の形で万民に開かれた支配者層への道を通じて、自らそうした公的主体に成るべく努力を重ねた。ただそうした動きは同時に却ってこの公私対比の構造を不問に付す道でもあった。そして明清期の王朝支配は、そうした公的シンボルを操作統合する仕方、自らの社会的正当性を確保していた。

そしてその構図は、家訓類の教訓においても共通する。即ち溝口教授が指摘するとおり中国近世において民間で相互扶助が論じられることは、小さな個別の家が既に生活と浮沈の単位となっているという時代状況の産物である。しかし家産分割後の兄弟間の不和を恐れて互助を説く父親が、兄弟互助の極致として想定するのは、家産分割前の・兄弟が私産も私心も持たずに同居共財で暮らしていた共産的状态であり、そしてその同居共財状態は同時に、一家の全体(ここではそれが「公」と呼ばれる)の代表者としての父親が表明する意志の中に兄弟全員の個別意志が埋没させられていた一体的状態でもあった(父親の許可

無く卑幼が家産＝公産を処分することは「私擅」と呼ばれる)。勿論、家産分割が発議されるといことは、そうした無条件的な一体状態がもはや保てない（その状態を続ける利益の方が少ない）という状況の産物である。そしてそうした個別主体の分立という否応の無い現実を前にして、なおそこにおける全体秩序を（それら個別主体の私有権の確定と相互尊重の上ではなく）むしろそうした私的主体の私欲の横溢を抑制することによって作ろうとするとき、結局そこに「強きを恃んで弱きを侮ってはいけない」、人々は「同心協力」し合わなくてはならないという教訓が繰り返し語られる状況が生み出される。

社会秩序を語るに際して客観的な規範や手続ではなく、専ら個人の互助・互譲といった「態度」が論じられる背景に存在したのは、一定程度「個」が析出し、もはや無条件的な一体性は存在しないし、また望めもしない、しかし他面、個の側を基礎に全体秩序を組み上げるだけの基礎も無い状況における秩序形成の特定のあるり方であり、そしてそれは同時に特定の権力のあり方を生み出した基礎付けてもいた。

- 4) ちなみに古典中国語における「私」は、通常否定的な含意を伴っており、また「公」と同時に存在することはない。「公」とは、プライベートなものの中に存在するパブリックな空間ではなく、むしろそこにある人々が形作る集団的な一体性に着目する概念であり、そこではメンバー達は私的な利害関心や個体的な意志を持たないものとされている。そして権力はここではそうした集団的利益を代表するものと考えられていた。

第5節 伝統中国型秩序形成モデルの歴史的位

さてそれでは、このような秩序構成の持つ歴史的位をどのように理解すれば良いのだろうか。近500年の歴史的趨勢を論じ「中国観・世界観を更に豊富にし」「21世紀の文明観を確立」することを目的とする溝口教授の議論と平仄を合わせるには、それを論じない訳にも行かない。非力を承知で幾つかのことを述べて、溝口教授のご批判を仰ぐこととしよう。

まず第一に、満員電車モデルは、それ自体としては、必ずしも不公正な話ではない。人々が一人で生きているのではなく他の人々と共存して生きている、という現実を踏まえれば、譲り合うのは当然である。実際、満員電車の中で

「既得権」を主張することは、それ自体が非常識なことに違いない。

ただ反面、満員電車モデルを取った途端に、少なくとも個別主体の側に、自分の側から何かを徹底して主張しうる硬い論拠というのが残らない、ということも否定しがたい事実である。どのような個別利害も、全体という視点を介してはじめてその正確な分量が確定し、またどのような主張も、そうした全体の視点を通じてはじめて十全な正当性を得る。にもかかわらず、その全体というものについて個別主体側は終始不完全情報しか持ちえない。結局は、全体を代表すると称する権力が言うことを黙って聞くのが仕事になりかねない。皮肉な言い方をすれば、そうした仕方では個別主体から固有の発言根拠・正当性を奪うのが、このシステムの最大の効用である。

それと対比してみると、我々が馴染みの「既得権」型の世界は、議論の構図が丁度その逆になっていることに気が付く。個別主体が確定的な何かを先に持っている。そうした何かを持つ個別主体が集まって、それぞれの持つものを相互承認する中で全体というのが出来上がる。権利主張は別に「弱肉強食」とは限らないし、また個人の主体性を尊重することと、共同体的な連帯感を持つことが矛盾するとも限らない。それも共同性を作り上げる一つの方法である。

ただ反面、この方式の問題点は、何も持っていない人は最初からその話の輪の中には入れないところにある。そして実際、前近代に関する限り、大部分の人々はその話の蚊帳の外に置かれていた。逆に言うならば、そこでは法的世界は必ずしも全体秩序を覆っていないし、まただからこそすっきりと既得権論で世界を構成しうるのだとも言える。それと対比してみれば、満員電車モデルは、随分昔から一応、そこにいる人々全部を念頭に置いた話をしている。満員電車型社会理解の良いところも難しいところも、結局はそこに関係する。

しかし第二に、モデルを離れて近代の現実に即して言うならば、実は両者の対比はそれほどすっきりとは行かない。

市民革命によって国民国家が生まれれば、そこには明確に国民の全体を代表する主権権力もあり、また国民の全員が基本的人権という名前の既得権を持つ主体として法的世界に現れもする。しかし全員が舞台上に登場し、しかも全体の枠が限られていれば、そこも実際には「満員電車の中」になる。全体を代表す

る権力が全体の為にするに抵抗する理屈を立てることは難しい。また権利と言っても、それが議会の立法を通じて全体の側から付与され、また全体の利益による制約を明示的に受けるものになれば、それはもはや中世的な固有権・既得権ではない。近代市民革命を通じて、法と権利というものが普遍的且つ実際の基礎付けを得た途端、逆説的ながら、それは幾らか旧中国の「分」に近い側面を持ち始める。

また中国の側も、単位経営の自立化・自律化が更に進み、個別の家の浮沈、自己の生業の獲得の機縁と存立の基礎が、愈々個別経営主体の努力と才覚に依拠するものとなれば、そうして得たものの保護を求める動きは強まろう。個別利益の既得権化は避けえないし、またそれを無視した仕方では全体の利益を論ずることも次第に困難となる。そして土地所有秩序について言えば、清代においてもその既得権化・「権利」化は相当に進行していた。国家権力の側がそこで自己抑制的に振る舞えば、そこには何時のまにか権利秩序の如きものが出来上がる。

個から始めた試みが本当に全体に及び、また全体から始めた試みが本当に硬い仕方では存在する個に出会ってしまえば、どちらも結局は、ゼロサムゲームの解決法・その各自の正当な取り分についての社会的了解方法・あるいは社会的了解に基づく各人の取り分の確定方式に過ぎないという自明の事実が現れる。そこにあるのは結局は全体と個との関係をどう整えるかという普遍問題であり、そして個と全体の片方だけが存する訳も無い以上、所詮は、どちら側から始めようと、現実的には最後には他方の要素からは逃げられない。そして実際にその両側面に考慮を払った局面を取って見れば、総合的に実現されていることは大差が無いという現象すらも見出せよう。

近代主義的な理解が、どうも曾てほど意気が上がらない原因の一つもそこにあるのだろう。近代の理念型ならばいざ知らず「現代型」で良いというのなら、それはもう既にここにある（それどころか随分と前からあった）という議論をする余地はあり、またそういう議論が根拠が無いとも言い難い。しかも我々は最近、我々が生きているのが地球という名前の満員電車の中であるという事実まで気が付いてしまった。

ただ第三に、だからと言って大団円という訳でもなさそうだ。個々に生き死にするのは個体であるが、しかしその個体は何らかの共同体の中で生きておりまたその中でしか生きえないという事実がある以上、個と全体の問題は不滅である。権力の基礎付けや全体社会と個人の関係（例えば人口政策と「出産の権利」という局面では、個と全体のどちらから議論を組み立てるかは、繰り返し問題になり続けるに違いない。

勿論それはもはや歴史的な先後関係、「進歩」と「後進」の関係でもないし、況や「西洋」と「東洋」の問題でもない。正解も方向も不明なまま、それは価値的な選択の問題として我々の前にある。超越的な仕方では全体を代表する根拠を誰も持たないが、他面、個私の単純な集積が全体の生存を保障する訳でもない。満員電車であるからと言って直ちに全体社会優位の選択が正当化される訳でもないが、また反対に個の優位と本源性を論ずる側も、この事実を踏まえた上で改めてその主張を基礎付けなければならない。「近代主義」も無力だろうが、だからと言って「近代主義批判」がその解答を与えるとも思えない。